

PPP／PFI推進の最新動向

－PPP／PFI推進アクションプラン(令和8年改定版)の概要等－

令和8年6月26日



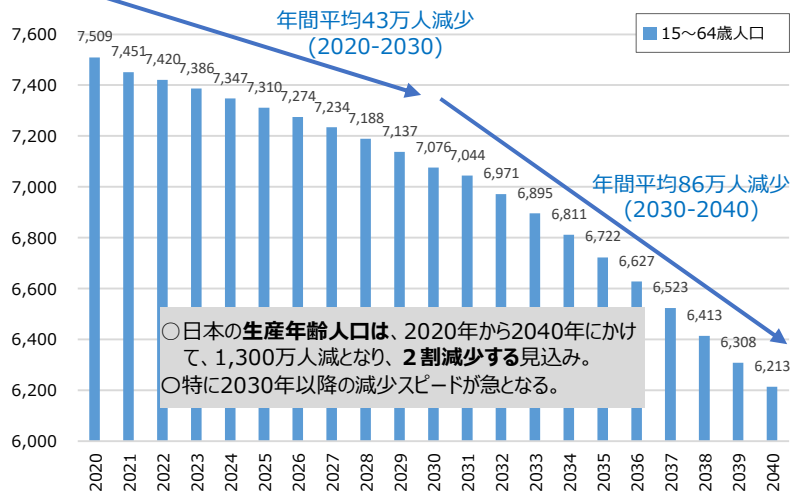
内閣府 民間資金等活用事業推進室

参事官 峰村 浩司

社会情勢を踏まえたPPP/PFIの必要性について

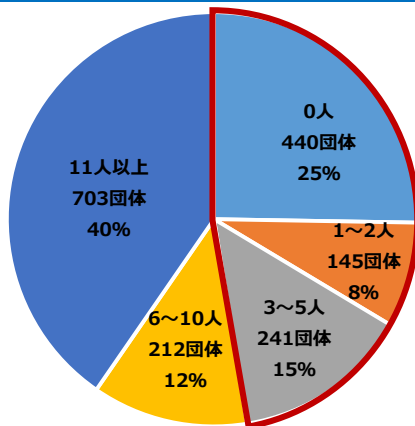
- 生産年齢人口の減少に伴う官民の担い手・技術者の減少、公共施設等の老朽化等の課題が顕在化しており、それらの対応は待ったなし。
- 公共施設等の整備・管理を効率よく行い、持続可能で活力ある社会を実現するため、PPP/PFIの活用が不可欠。

日本の生産年齢人口の推移



出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所資料）」を基に内閣府PFI推進室作成。

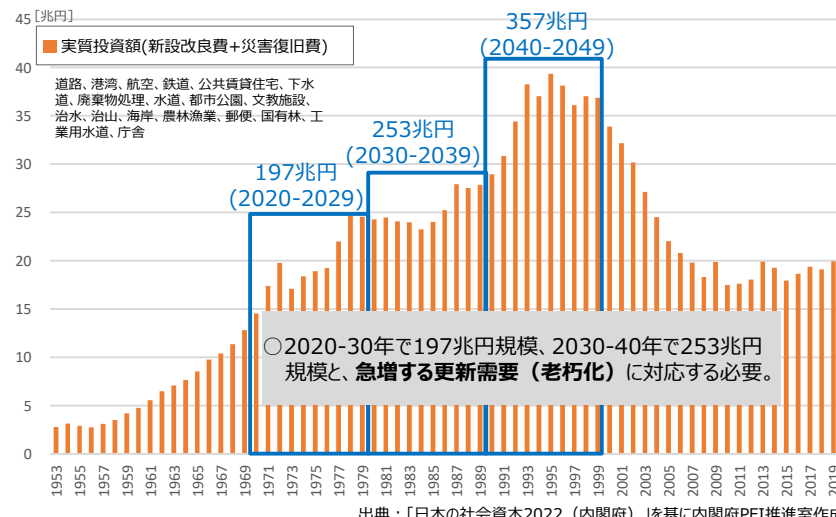
市区町村における技術系職員数の比較



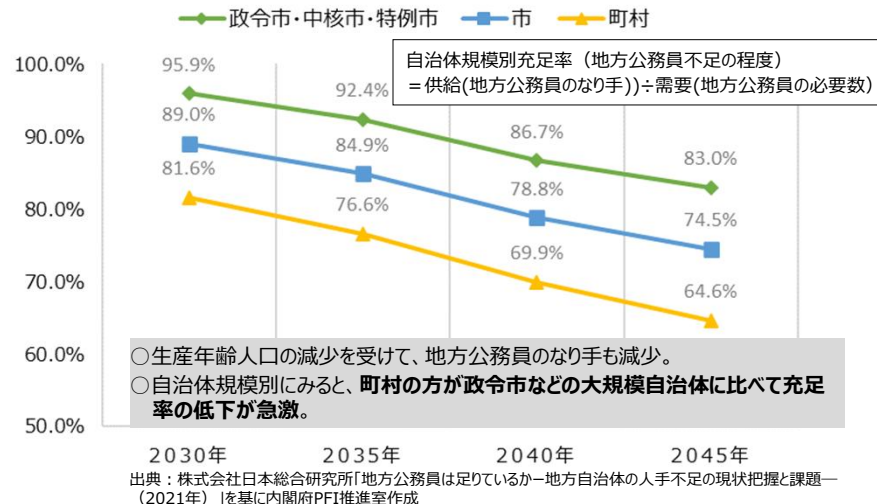
- ※1 地方公共団体定員管理調査結果（令和6年4月1日時点）より内閣府作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。
- ※2 技術系職員は土木技術、建築技術として定義。

○市区町村の約半分で技術系職員が5人以下となっており、担い手確保が困難になっている。

社会資本投資の推移



地方公務員不足の将来推計



PPP/PFI推進アクションプランのこれまでの進捗状況や直近の事業数の推移

- アクションプランに掲げる2つの目標（事業規模目標及び重点14分野における10年ターゲット目標）は順調に進捗。
- PFI事業数は、平成11年度から令和6年度までに実施方針を公表した累計のPFI事業数は1,154件。
- 平成25年度から令和6年度までに実施方針を公表した累計の公共施設等運営事業数は71件。

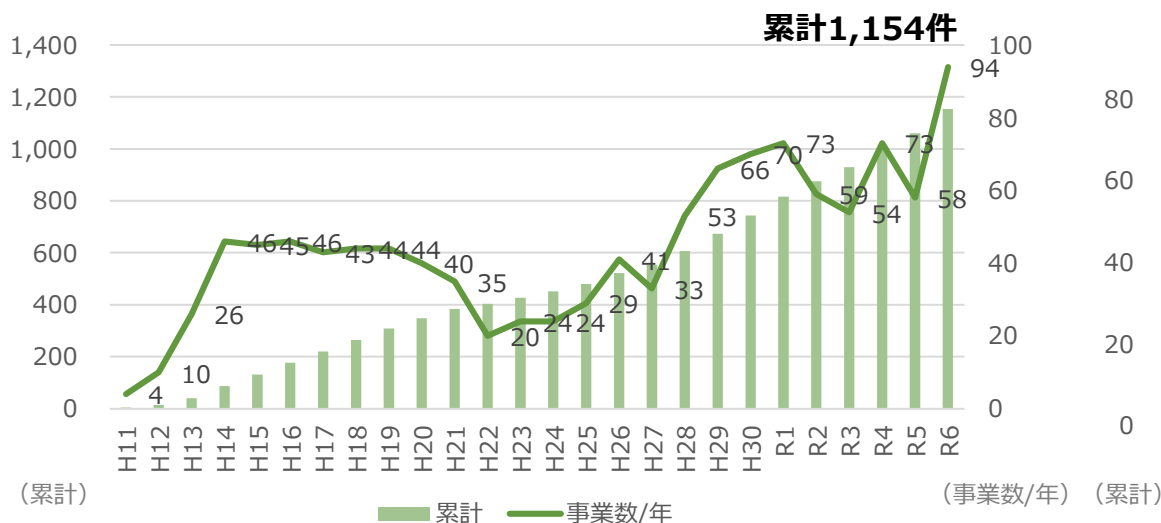
事業規模目標に対する進捗状況

事業規模目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)	令和6年度 (3年目)	3年間の合計
30兆円	3.9兆円	4.5兆円	4.9兆円	13.3兆円 (44.3%)

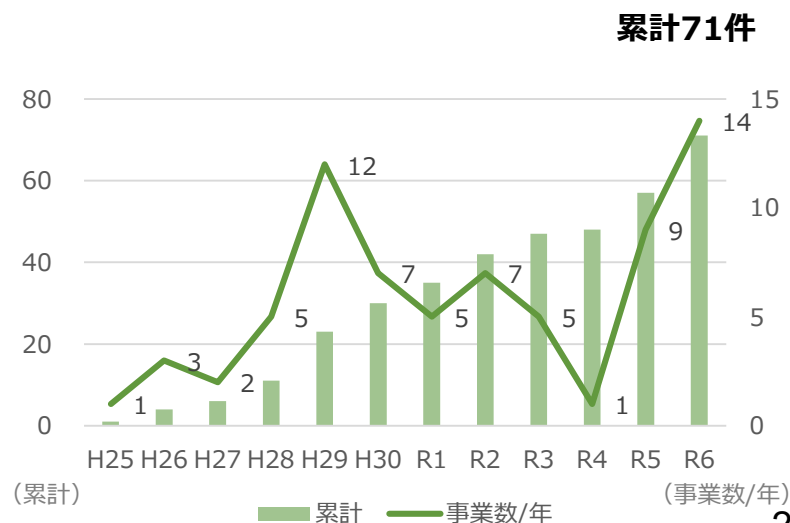
10年ターゲット目標（件数は累積）

10年ターゲット目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)	令和7年度末 (4年目)
重点14分野 650件	87件 (13%)	153件 (24%)	219件 (34%)	308件 (47.4%)

PFI事業数の推移



コンセッション事業数の推移



PPP/PFI投資促進タスクフォース

設置趣旨

- PPP/PFIの推進に向けて、事業規模目標等を定めたアクションプランを策定・改定し、政府一丸となって取り組んでいるところであるが、昨今の物価高の影響やインフラ老朽化が進行する中で、民間投資やビジネス機会の拡大、社会課題の解決等につながるPPP/PFI投資の促進に一層取り組むことが重要であることから、関係府省が一体となって更なる取組の強化を検討し、アクションプランの改定につなげるためのプラットフォームとして、PPP/PFI投資促進タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。
- タスクフォースは、PPP/PFI投資促進に関係する各種会議等と連携し、各会議等におけるPPP/PFI投資促進に関する検討が統一的に行われるよう関係府省間の連絡調整を行うものとする。

構成員

議長 内閣総理大臣補佐官（連立合意政策推進担当）

共同議長 内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項担当）

議長補佐 内閣府民間資金等活用事業推進室長

構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）、内閣官房国土強靱化推進室参事官、内閣官房内閣参事官（日本成長戦略本部事務局）、内閣官房内閣参事官（地域未来戦略本部事務局）、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（社会基盤担当）、内閣府民間資金等活用事業推進室参事官、警察庁長官官房会計課長、金融庁総合政策局総合政策課長、総務省地域力創造グループ地域振興室長、法務省大臣官房秘書課長、外務省大臣官房在外公館課長、財務省理財局国有財産企画課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省スポーツ庁参事官（地域振興担当）、文部科学省スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）、文部科学省文化庁企画調整課長、厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付参事官、農林水産省農村振興局整備部地域整備課長、経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課長、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長、国土交通省総合政策局社会資本整備政策課長、国土交通省都市局公園緑地・景観課長、国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長、国土交通省道路局企画課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、国土交通省港湾局産業港湾課長、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長、国土交通省観光庁参事官（MICE担当）、環境省大臣官房会計課長、防衛省整備計画局施設計画課長

開催状況

- | | | |
|--|---|--|
| ●第1回 令和7年12月22日
(1) PPP/PFIの現状と課題
(2) 重点分野における取組の進捗状況等
(3) 今後の進め方について | ●第2回 令和8年2月12日
(1) 有識者ヒアリング
(2) 関係省庁からの報告 | ●第4回 令和8年4月16日
(1) PPP/PFI推進アクションプランの改定案について
(2) 基本方針の変更案の主な内容について |
| | ●第3回 令和8年3月23日
(1) 有識者ヒアリング
(2) 関係省庁からの報告 | ●第5回 令和8年6月11日
(1) PPP/PFI推進アクションプラン（令和8年改定版）（案）について取りまとめ |

PPP/PFI推進アクションプラン 令和8年改定について

今般の改定では、物価高騰などの足下の課題への対応の強化に加え、以下の3つの視点を基本的な方向性とする。

- ①強い経済の実現に貢献するため、公共部門における官民連携投資の拡大を目指す【**量の拡大**】
- ②インフラ老朽化・人手不足等の社会的課題に対応するため、重点分野の拡大や各地域の案件形成を図る【**裾野の拡大**】
- ③先導的なPPP/PFIの導入に向けた関係機関の連携強化を図る【**質の向上**】

また今後も毎年各施策のフォローアップを行い、アクションプランを見直す。

1. 強い経済の実現への貢献

- これまでの進捗状況等を踏まえ、事業規模目標を30兆円から40兆円に見直す

2. インフラ老朽化・人手不足等の社会的課題に対応するためのPPP/PFIの裾野の拡大

- 国民生活に身近で、かつ施設の老朽化が進行する3つの分野（火葬場、一般廃棄物処理施設、国公立病院）を重点分野に追加し、重点分野を14分野から17分野に拡大
- 重点分野の10年ターゲット目標の見直し（650件から730件）とそれらの実現に向けた取組の充実 等

3. 各地域における多様な案件の形成支援

- 公共施設等運営権の裾野の拡大
- スモールコンセッションの推進
- 中小の民間事業者等への情報提供の強化
- PFI推進機構による伴走支援 等

4. 先導的なPPP/PFI導入に向けた関係府省や自治体間の連携強化

- 関係府省が一堂に会するタスクフォースを活用してコンセッションの活用等を含む民間事業者のアイデアを発掘し、関係府省・管理者等とつなぐ仕組み作り
- 分野横断型・広域型PPP/PFIの導入促進を図るための広域型地域プラットフォームの活用等の推進 等

5. 物価高騰等への対応

- 基本方針の変更やガイドライン等の改正・周知
- 地方公共団体への実態調査の充実
- 内閣府ワンストップ窓口の活用
- リスク分担ガイドラインの見直し検討 等

6. その他

- これまでアクションプランに記載の無かった分野の関連施策の追加（警察施設、在外公館、防衛装備品）
- 質の向上を目指したPFI事業の事後評価の推進
- PFI推進機構による戦略的な支援の展開 等

インフラ老朽化・人手不足等の社会的課題に対応するためのPPP/PFIの裾野の拡大

- 公共・民間の双方で**人手不足が顕在化**する中で、**老朽化したインフラの更新等を効率的に行う**ためには、これまで以上に**様々な分野で官民連携手法を効果的に活用することが重要**。
- これまで空港、道路等の14分野を重点分野としてきたが、**国民生活に身近で、かつ老朽化が進行する3つの分野（火葬場、一般廃棄物処理施設、国公立病院）を重点分野に追加し、17分野を重点分野とする**。
- 各重点分野における具体化件数目標の進捗によって、**必要に応じ、目標の見直しを行い、実現に向けた取組を充実**させる。

重点分野の追加

火葬場

- ✓ 地方公共団体向けセミナーの開催、資料集の作成検討
- ✓ PFI導入可能性調査への優先的な支援

一般廃棄物処理施設

- ✓ 先行事例の調査、処理能力余力の活用に関する論点整理
- ✓ 市町村等への情報提供・検討のサポート

国公立病院

- ✓ PPP/PFIの活用に向けたガイドラインの作成を検討するため、関係府省（内閣府・厚生労働省・文部科学省・総務省）の検討会議の開催

10年ターゲット目標の見直しと実現に向けた取組の充実

分野	新たな10年ターゲット目標	分野	主な取組
道路	✓ これまでの実績及び今後の進捗を踏まえ、目標を上方修正（60件→65件）	空港	✓ 民間委託空港状況フォローアップ会議の提言を踏まえ、リスク分担条項（プロフィット・ロスシェアリング条項、無利子貸付条項等）について、 会議体を設け検討を進める
スポーツ施設	✓ PFI全般で取組を充実させることから目標を上方修正（40件→50件）	水道	✓ 「水道分野における「水の官民連携」ガイドライン」を策定・周知する
大学施設	✓ これまでの進捗が順調であることから目標を上方修正（40件→45件）	下水道	✓ 令和8年度中に前倒して達成を目指す。10年ターゲット目標の引き上げについては、令和8年中に結論を得る。また、污水管の改築に係る 国費支援要件に関して、小規模案件の乱立等により広域化が妨げられることのないよう制度設計を行う
公園	✓ 今後の進捗を踏まえ、目標を上方修正（30件→35件）	道路	✓ 令和7年12月に都市計画決定された下関北九州道路については、国土幹線道路部会に設置された「本州・九州連携小委員会」で議論された結果も踏まえつつ、 公共施設等運営事業を含むPPP/PFIの手続を経ることを前提に、事業化を検討 する。引き続き、エリア単位での活用も視野に検討する
港湾施設	✓ 「クルーズ船向け旅客ターミナル」に「みなと緑地PPP」を追加し、「港湾施設」として再整理したうえで、目標を上方修正（10件→30件）	MICE施設	✓ 専門家派遣等を通じ、事業発案段階で 分野横断型事業の働きかけ等 を行う
		公営水力発電	✓ 補助事業の活用等を更に促進するため市町村向け説明会や 相談窓口の設置 を行う
		自衛隊施設	✓ 武山駐屯地及び下総航空基地等の整備 についてPFI導入の検討を進める

(参考)水道・下水道分野における主な変更箇所

○昨年度のアクションプランから変更となった主な箇所は以下のとおり。

②水道

- ✓ 10年ターゲット目標の達成に向けて案件形成を一層加速させるため、地方公共団体に対し、主に官民のリスク分担や分野横断型・広域型に関する記載を拡充した「水道分野における「水の官民連携」ガイドライン」を策定・周知する（令和8年度掲載）＜国土交通省＞

③下水道

- ✓ 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、「水の官民連携」（ウォーター P P P）導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。その際、市町村ごとの委託による小規模案件の乱立等により、事業の広域化が妨げられることのないよう要件の制度設計を行う。このことについて、地方公共団体に周知し、「水の官民連携」の導入検討の促進を図る。以上の取組を前提としつつ、10年ターゲット目標の引き上げについては、令和8年中に結論を得る。（令和4年度掲載、令和8年度強化）＜国土交通省＞
- ✓ 地方公共団体及び民間事業者を対象に「下水道における新たな P P P / P F I 事業の促進に向けた検討会」と「民間セクター分科会」を統合した「水分野の P P P / P F I（官民連携）推進会議」（官民連携推進会議）をオンライン併用で開催するなど、官民が参加しやすい形で情報共有や意見交換を図り、官民それぞれの視点から P P P / P F I の先進事例の効果・メリットを積極的に発信し、官民の相互理解を深める。また、地方公共団体を対象に「ウォーター P P P 分科会」及び「モニタリング小分科会」を開催し、地方公共団体間の意見交換、有識者による助言等を通じ「水の官民連携」の導入を支援する。（平成29年度掲載、令和7年度強化）＜国土交通省＞
- ✓ 「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」を改訂し、「長期契約」、「性能発注」、「維持管理・更新の一体マネジメント」、「プロフィットシェア」の4つの要素を公共施設等運営事業と同程度に満たすレベル3.5更新実施型の募集要項、契約書、要求水準書のひな型を追記する。（令和8年度掲載）＜国土交通省＞

共通

- ✓ 複数の地方公共団体が事業の広域化のために事業の統合を図る際、統合前の地方公共団体の料金体系を統合後の事業体が地域別に引き継いで運用できるよう、制度上の整理を行う。（令和8年度掲載）＜国土交通省、総務省＞

(参考)重点17分野の具体化件数目標の内訳

○新たな重点17分野における10年ターゲット目標は730件。その内訳は以下の通り。

分野	対象となる事業手法	令和7年度末 (4年目)	変更前目標 (650件)	新目標 (730件)
空港	コンセッション	4件(40%)	10件	10件
水道	「水の官民連携」	33件(33%)	100件	100件
下水道	「水の官民連携」	29件(29%)	100件	100件
道路	コンセッション等のPFI、PFI以外のPPP	52件(87%)	60件	65件
スポーツ施設	コンセッション等のPFI	23件(58%)	40件	50件
文化・社会教育施設	コンセッション等のPFI	19件(54%)	35件	35件
大学施設	コンセッション等のPFI、PFI以外のPPP	37件(93%)	40件	45件
公園	コンセッション、Park-PFIによる公園全体での民間活用	10件(33%)	30件	35件
MICE施設	コンセッション等のPFI	9件(30%)	30件	30件
公営住宅	コンセッション等のPFI、PFI以外のPPP	56件(56%)	100件	100件
港湾施設	コンセッション、国際旅客船拠点形成港湾制度、 みなと緑地PPP	4件(40%)	10件	30件
公営水力発電	経営のあり方検討	8件(40%)	20件	20件
工業用水道	「水の官民連携」、 複数年度で複数業務の委託を行う官民連携	11件(44%)	25件	25件
自衛隊施設	コンセッション等のPFI、包括的民間委託等	13件(26%)	50件	50件
火葬場	PFI、PFIを含む分野横断型・広域型官民連携手法	—	—	10件
一般廃棄物処理施設	環境省版PPP	—	—	15件
国公立病院	PFI、PFI以外のPPP	—	—	10件

*10年ターゲット目標で計上する案件：

①最終的な事業実施の有無にかかわらず、手法の一つとして事業実施の検討を行った案件、②実施方針公表段階となる予定の案件、③実施契約を締結する予定の案件

各地域における多様な案件の形成支援

○PPP/PFIは、比較的規模の大きな地方公共団体における導入が先行してきたが、各地域における多様な案件の形成支援を通じ、普及拡大に取り組む必要があるため、公共施設等運営権の裾野の拡大に取り組むとともに、スモールコンセッションの取組強化と目標設定、中小の民間事業者等への情報提供の強化、PFI推進機構による伴走支援等を行う。

①公共施設等運営権の裾野の拡大

公共施設等運営権の設定可否の整理

- ✓ PFI法に基づく基本方針の別表にコンセッションの対象施設の追加、設定可の場合の条件明示を行い、さらなる活用を促す。

BT(R) + コンセッション方式の明確化

- ✓ コンセッションガイドラインについて、公共施設等の建設や改修と運営事業を同一の者が行うことが可能であることを明確化すること等の見直しを検討する。

②スモールコンセッションの取組強化と目標設定

多様な主体による自主的な取組を加速化



- ✓ 遊休公的施設に関する情報のマッピングによる共有・「見える化」
- ✓ 案件形成に向けた官民マッチング等の対話機会の充実
- ✓ スモールコンセッションの実践のための「手引き」を策定し、ノウハウを体系化して発信
- ✓ ワークショップを通じた個別案件の事業化へのきめ細かなサポート

先進事例の創出と効果的な横展開を通じて取組のスパイラルアップ

目標設定

- ✓ 令和13年度までに、100件のスモールコンセッションの事業が具体化

③中小の民間事業者等への情報提供の強化

PPP/PFIに関する事例集等の作成

- ✓ 地域の中小事業者を含めた様々な関係者が、PPP/PFIを導入することで得られる効果や様々な事業手法をそれぞれの立場で分かりやすく感じることができる事例集等の説明ツールを作成し、周知活動を強化する。

手続効率化マニュアルの周知

- ✓ 事業の検討開始から契約締結までの期間短縮化につながる「PFI事業実施手続効率化マニュアル」を地域プラットフォーム等において周知し、積極的な活用を促す。

④PFI推進機構による伴走支援

伴走支援の高度化と地域ニーズの能動的捕捉

- ✓ 自治体へのきめ細かな伴走支援を徹底しつつ、連携協定等のネットワークを活用し、社会課題解決に資するニーズを能動的に補足する

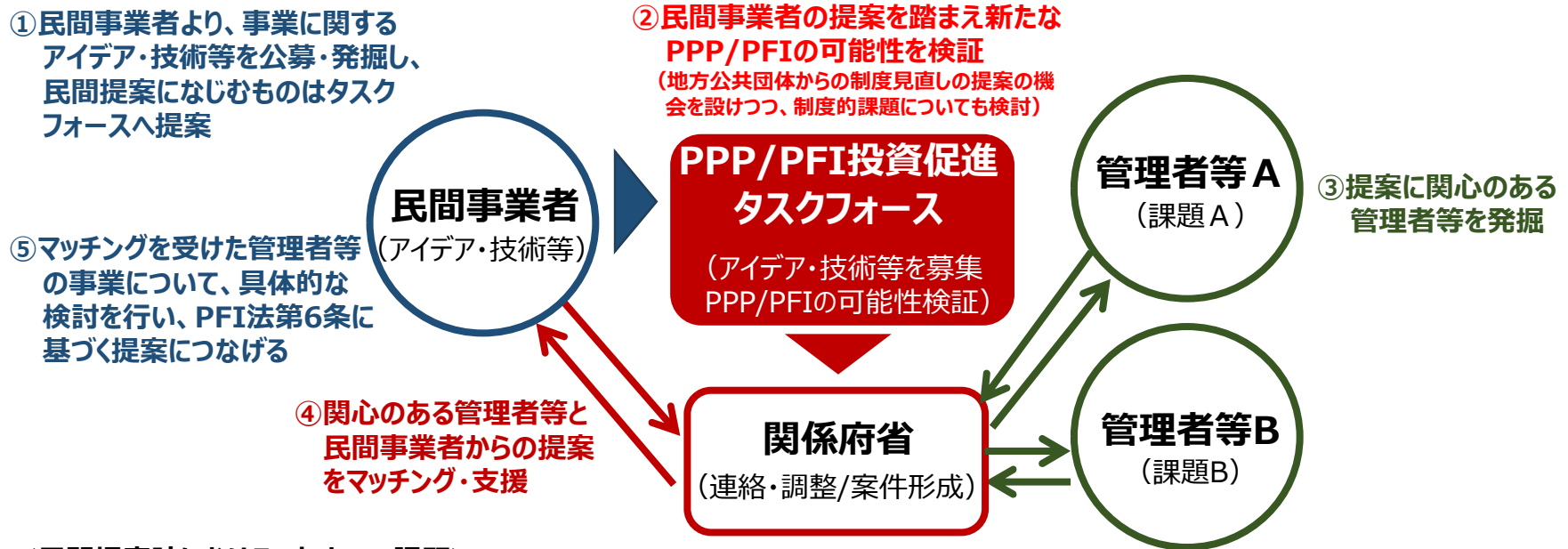
地域自律型の推進体制の整備と人材育成

- ✓ 人材交流や研修等を通じ、地域金融機関と地元事業者の実務能力向上を支援
- ✓ 地元事業者の提案を地域金融機関が支える地域自律型の推進体制を整備し、地域インフラを支える持続的な経済基盤を底上げ

先導的なPPP/PFIの導入に向けた関係府省や自治体間の連携強化

- PFI法が施行し既に四半世紀以上が経過し一定の導入実績があがっているが、その一層の質の向上を図る観点から、これまで導入事例のない分野でのコンセッションの活用・多様な分野を組み合わせたプロジェクト等を、関係府省が一堂に会した場である「PPP/PFI投資促進タスクフォース」において発掘する取組を推進し、案件の形成支援を行う。

「PPP/PFI投資促進タスクフォース」を活用した新たなPPP/PFI案件の形成支援



<民間提案時におけるこれまでの課題>

民間事業者

- ✓ 新たな事業アイデアや技術・ノウハウ等を公共施設等の管理者等に提案し、検討してもらうためには、事業収支等を含めた具体的な提案内容を提示する必要があるが、関心度合いがわからない管理者等に行うのは、マンパワー・コストの課題や、ノウハウ等が他の民間事業者に伝わる可能性からハードルが高い

管理者等

- ✓ 管理者等がアイデア・技術等のシーズを自らで把握することが難しく、シーズを持つ民間事業者との接点が限られている
- ✓ 地域プラットフォームの活用は可能だが全国規模でのニーズ・シーズの把握は一定の限界がある

分野横断型・広域型PPP/PFIの推進

分野横断型・広域型PPP/PFIの推進のため、都道府県や地域プラットフォームを核とした広域的な推進体制の構築を進め、案件形成に係る支援の強化、制度・運用上の課題整理・解消、優良事例の横展開等により、普及拡大と質の向上を図る。

広域型の地域プラットフォームの活用

手引の改定

見える化

① 都道府県や地域プラットフォームを核とした広域的な推進体制の構築

- ✓ 都道府県域を単位とした広域型の地域プラットフォームの形成に対する重点的な支援
- ✓ 令和8年度までに地域プラットフォームを全都道府県へ展開
- ✓ 「地域金融力強化プラン」に基づき官民連携のまちづくりを促進する観点から、地域金融機関による地域プラットフォームへの参画を促進

② 広域型の地域プラットフォームに対する運営や案件形成への支援

- ✓ 分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成に資する取組を、既存の支援制度で優先的に採択するとともに、企画・構想段階からの伴走支援等により先行的な事例の形成を推進
- ✓ 協定プラットフォームが集まる会議の開催等を通じて広域的な課題の検討事例を周知し、横展開
- ✓ PFI推進機構による伴走支援において分野横断型・広域型PFI等の普及に注力



*複数の市町村が参画する地域プラットフォーム。形成推進主体としては、都道府県の場合や、複数の市町村の場合がある

③ 「分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引」の改定検討

- ✓ PFI事業の普及に伴い多数のSPC（特別目的会社）が設置され、民間事業者のマンパワー等が不足するのではないかとの指摘
- ✓ 既存SPCが広域で新たに事業を受託する場合等について、事例等を踏まえた課題への対応を整理し、「分野横断型・広域型PPP/PFI事業導入の手引」の改定を検討

④ 分野横断型・広域型PFI事業の実施状況の「見える化」

- ✓ 分野横断型・広域型PFI事業の実施状況を把握し、PFI事業 基礎データベースを通じて情報提供

物価高騰等の事業リスクへの対応等

物価高騰等の事業リスクへの対応のほか、PFI推進機構による戦略的な支援の展開、PFI事業の事後評価の推進する。

物価高騰等の事業リスクへの対応

- ✓ 令和7年に実施した地方公共団体に対する実態調査及び事業者に対するヒアリングや建設業法等の改正内容を踏まえ、地方公共団体も含めてより明確に対応を促すため、PFI法に基づく基本方針を変更
- ✓ 上記に関連して、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」、「契約に関するガイドライン」及びPFI標準契約を改正し周知。また地方公共団体への実態調査の充実
- ✓ 物価高騰等への対応を含め、地方公共団体や民間事業者が制度・契約・事業実施等に関する相談を円滑に行えるよう、ワンストップでの相談対応の在り方について検討
- ✓ 災害発生リスク等、昨今の経済社会動向の変化により新たに顕在化してきたリスクを調査し、その結果を踏まえ、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」の見直しを検討

PFI推進機構による戦略的な支援の展開

- ✓ 物価高騰・金利上昇による不確実性が高まる中、民間金融機関では対応困難な領域が拡大。自治体のインフラ老朽化対策へのニーズも高まる中、市場環境の変化や社会ニーズを捉えた戦略的な事業運営を推進
- ✓ 物価高・金利上昇下で民間金融機関の対応困難な案件に対し、民間協調による出融資を積極的に展開
- ✓ 自衛隊施設関連などの新しい分野においても支援を検討し、社会課題解決に貢献
- ✓ 上記の支援を展開する一方、公的資金の運用機関として、ポートフォリオの開示等を充実

これまでアクションプランに記載の無い分野の追加

警察施設

- ✓ 警察学校の環境改善加速のため、PFIの活用を積極的に検討

在外公館

- ✓ 現地法等の基礎調査、PFI導入可能性調査等を実施

防衛装備品

- ✓ 成果の達成に応じて対価を支払うPBL*の導入拡大、継続的に「防衛省PBLガイドライン」を見直し、利活用を促進

*Performance Based Logisticsの略

質の向上を目指したPFI事業の事後評価の推進

実施状況の把握と公表

- ✓ 事業評価の実施状況を定期的に把握し、一覧を公表

マニュアル改定フォーマット作成

- ✓ PFI事業の事後評価結果の公表を促すとともに、事後評価マニュアルの改定や公表用フォーマットの作成を検討

好事例の横展開

- ✓ 法務省の取組等の好事例を横展開

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針について

基本方針の概要

- 公共施設等の管理者等が、共通の方針に基づいてPFI事業を実施することを通じて、効率的かつ効果的な社会資本の整備が促進されることを期し、PFI法に基づき、特定事業の実施に関する基本的な方針として定めるもの。
- PFI法上、PFI事業は、管理者等が策定した実施方針のみならず基本方針に基づき実施されることが求められる。
- 民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴いて、民間資金等活用事業推進会議が案を作成し、閣議決定。
- 基本方針は、主として政府がPFI事業を実施するにあたっての方針を定めるものであるが、地方公共団体においても、基本方針で定める「特定事業の健全かつ効率的な促進のために必要な事項」について、これに基づいてPFI事業を実施する必要があるほか、PFI法の基本理念にのっとり、基本方針を勘案して、PFI事業の円滑な実施の促進に努めることとなる。そのため、法律に根拠のある基本方針に位置付けることにより、より明確に、地方公共団体に対応を促すことができる。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）（平成十一年法律第百十七号）（抄）

第四条 政府は、基本理念にのっとり、**特定事業の実施に関する基本的な方針**（以下「**基本方針**」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項（地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の健全かつ効率的な促進のために必要な事項に係るもの）を定めるものとする。

- 一 公共施設等の整備等に関する事業における前条第一項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項
- 二 民間事業者の提案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項
- 三 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項
- 四 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項
- 五 公共施設等運営権に関する基本的な事項
- 六 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項
- 七 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

3～6 （略）

7 地方公共団体は、基本理念にのっとり、基本方針を勘案した上で、第三項各号に掲げる事項に配慮して、地域における創意工夫を生かしつつ、特定事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第十四条 選定事業（公共施設等運営事業を除く。）は、基本方針及び実施方針（第五条第四項に規定する実施方針の変更があったときは、その変更後のもの）に基づき、事業契約に従って実施されるものとする。

2 選定事業（公共施設等運営事業に限る。）は、基本方針及び実施方針（第五条第四項に規定する実施方針の変更又は第十九条の二第二項の規定による実施方針の変更があったときは、その変更後のもの）に基づき、公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。）に従って実施されるものとする。

3 （略）

変更事項（１）

1. 物価変動等への対応

- 物価や賃金の上昇が続く中、物価変動に適切に対応するとともに、事業者が負担する物価変動リスクを明確にするため、
 - ・予定価格の算出時期や金額を適切に設定し、債務負担行為についても同様に金額を適切に設定すること
 - ・物価変動リスクについて適切な措置を講じ、事業契約においてできる限り具体的かつ明示的に規定すること
 - ・事業契約の内容の変更について事業者が協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じることが必要であり、これらについてはガイドラインや通知等で周知しているが、法的根拠をもって対応を促すため追加。
（三 1（６）、四 4（４）、十一 3（９））
- 性能発注を基本とするPFI事業において手戻りなく事業者選定手続を行うため、公共施設の管理者等と民間事業者の間で事業規模と事業内容の提案が見合うよう早期に対話を進める必要があり、この対話に資するよう、競争性のある随意契約において、参考となる事業規模の水準を実施方針公表時等のできるだけ早い時期に公表することが考えられることを追加。
（三 1（６））
- 建設業法や公共工事入札契約適正化法において、建設工事の発注者が受注者からの協議の申し出に対し誠実に応じる義務を課す等の改正の他に、労働者の処遇改善や資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止を図る改正が行われていること等を踏まえ、
 - ・著しく短い工期等、事業者にとって公正を欠く契約内容としないこと
 - ・公共施設の管理者等は、事業費内訳書の提出や適正な労務費であることの確認を求めることができることを追加。（四 4（１）、四 4（３）（ホ）、十一 3（10））

2. インフラ老朽化対策等の観点からの分野横断型・広域型PFIの推進

- 分野横断型・広域型PFI事業が「財政の効率化」のみならず「行政の効率化」に寄与することを明記。（前文）
- 本格的な人口減少により、技術職員の確保が困難となり行政の効率化が一層要請されるため、広域型PFIについて明記。（前文）
- 本格的な人口減少社会の中で、水道、下水道といった生活関連分野において、増加する維持更新費等からその持続可能性が課題となっているため、P F I 事業の選定基準には「公共サービスの水準の向上」に準じたものとして「複数の施設や業務の統合等により公共サービスの安定的・持続的な確保が期待できる場合」が含まれることを追加。（二 2（１））

変更事項（2）

3. PFI事業の効果の明確化（記載の充実）

○良質な公共サービスの提供、行政の関わり方の改革、民間の事業機会の創出等の効果に加え、PFI事業が、効果的な官民対話の実施により、先進的技術・知見を有する企業のノウハウを活用したイノベーションの創出や地域活性化、さらにそのノウハウを協働する地元企業に伝承することを通じ地元企業の人材育成や技術力の向上といった効果を創出し、「強い経済」を実現することが期待されることを追加。（前文）

参考となる事例

【宮城県】宮城県上工下水一体官民連携運営事業

事業概要

水道用供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の一体運営事業。
3つの事業を一体として、民間の力を最大限活用することにより、**経費削減、更新費用の抑制、技術継承、技術革新等**を実現し、持続可能な水道事業経営を行う。

【和歌山県】南紀白浜空港民間活力導入事業

事業概要

和歌山県庁と南紀白浜エアポートの官民連携によるコンセッション事業。
民間事業者の自由な発想に基づいて、**機動的で柔軟な空港運営**による、**空港を中心とした交流人口拡大及び紀州地方の活性化**を実現している。

効果 1 地域人材の育成

新OM会社の設立
「株式会社みずむすびサービスみやぎ」

- SPCと同じ出資者により浄水場や下水処理場の**維持管理を担当**する新たな地域事業会社を県内に設立。
- 無期限**で事業を継続する水専門企業として、**地域人材を直接雇用**し、長期的な視点で水処理のプロフェッショナルを育成。
- SPCから業務の一部（維持管理）を委託。



効果 2 DX導入による効率性と透明性の向上

水みやぎDXプラットフォーム（MDP）の導入

- 事業運営に係る情報を一元的に集約・蓄積するICTシステムを導入。
- 上工水では水源から市町村の受水点及びユーザー企業まで、下水では流入から放流までの各プロセス上のリアルタイムの水質情報が可視化**されます。SPCだけでなく管理者も常に確認可能。
- 一元管理された情報をわかりやすい形で発信（情報公開）**する。



効果 1 効率的な空港運営による省人化、コスト削減

国内初
空港における「草刈りロボット」の導入

- 滑走路内の草刈りは、夜間作業が必要であり、**人手の確保が課題**。
- 導入した2台の草刈りは、夜間から早朝にかけて作業を行う（1時間で100～200㎡）。
- 太陽光発電を使った充電装置も導入することで、**人件費コスト等含めて年間数千万円のコスト削減**。



効果 2 滑走路点検の高度化・効率化

「ドライブレコーダー×AI」を活用した空港滑走路の調査及び点検

- 点検車にドライブレコーダーを設置し、その画像からAIが滑走路のひび割れや損傷等の異常を自動検知する技術を実用化。
- 熟練技術者でも目視で確認できない損傷進行度の定量把握・モニタリングが可能**
- 経験の浅い職員であっても点検が可能となり、**担い手確保も可能**となった。
- 適切なタイミングで修繕工事を行うことができ、滑走路の寿命化による相応の**コスト削減**が期待できる。



(参考)PFI事業における地域企業の参画状況(令和6年度)

- 地域企業と、全国的に展開する企業との協業PFI事業は、多くの分野で行われている状況。
- 事業規模別に見ると、**100億円以上の事業では100%(10/10件)**、10億円以上100億円未満の事業では83%(25/30件)、10億円未満の事業では50%(3/6件)と、事業規模に伴いその傾向は増加する。

分野	事業規模		契約金額（落札金額）									
	10億円未満		100億円以上									
文化社会教育 (学校施設、集会施設、スポーツ施設等)	1/1社	3/7社	5/7社	4/6社	4/5社	3/7社	4/7社	9/10社	3/7社	6/8社		
	7/7社	4/7社	4/7社	2/7社	2/10社	3/7社	2/6社	7/15社	5/10社	3/9社		
	6/9社	4/9社	3/6社	0/2社				3/7社	6/13社	2/7社		
医療・福祉 (病院・診療所、児童福祉施設等)												
環境衛生 (斎場、廃棄物処理施設等)		2/8社										
経済地域振興 (スタートアップ施設、観光・地域振興施設、住宅、公園等)	2/3社	4/8社	5/5社	2/2社	2/4社	2/2社	3/3社	3/5社				
	5/11社	5/6社	8/16社	5/14社	4/6社	6/16社	4/5社					
	1/1社											
インフラ (上下水道、空港、道路、河川等)												
行政 (庁舎、宿舎、防災施設等)		8/9社	2/4社									

*1地域企業とは、当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

*2以下の事業を除いた件数

- ・事業主体が国等
- ・コンセッション方式
- ・事業地点が東京23区並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県の政令指定都市

<凡例>

: 地域企業と、それ以外の企業が参画する事業

: 地域企業のみが参画している事業、あるいは地域企業が参画していない事業

○ / ○社 : 選定されたコンソーシアムにおける、地域企業数 / 全構成企業数

4. その他

- 官民対話や広域的取組を促す地域プラットフォームの設置・活用及び小規模団体も含めた地方公共団体の取組を促す優先的検討規程の策定に向けた取組に関する方針を追加。（一 ２）
- スモールコンセッション※の推進等の観点から、維持管理又は運営のため財政上の支出を行う既存の小規模施設について、独立採算型の公共施設等運営権事業の実施により財政上の支出が原則不要となる場合は歳出削減効果が明確であるためVFMの計算が不要である旨を追加。（二 ２（２））
- 事業者の募集・選定について、現行の基本方針は「一般競争入札によることを原則とする」との記載にとどまるところ、事業者の創意工夫を活かすため、公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約の適切かつ積極的な検討を促す観点から、どのような場合に競争性のある随意契約を検討することが考えられるかについて「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（PFI推進会議決定）と整合的な記載を追加。（三 １（２））
- 請負工事契約とは異なるPFI事業契約の性格を明確化するとともに、民間資金を活用せずにPFI事業契約に準じた契約方式により公共施設等の整備等を行う場合には、本基本方針を勘案して、PFI事業において行うこととされている手続に準じて事業を実施することが望ましいことを追加。（前文、四 ４（１））
- 事業契約を変更する場合の透明性の確保について明記。（四 ４（１ １）、十一 ３（３））
- 公共施設等運営権の設定可否を示す別表への特定車両停留施設及び一般廃棄物処理施設等の施設の追加、記載済み施設について設定可の場合の条件の追加明示その他必要な事項。（別表等）

※廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限にいかした小規模（事業費原則 1 0 億円未満程度）な P P P / P F I 事業（コンセッションをはじめとした官民連携による事業運営）を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組を指す。

令和8年 ガイドライン等の主な改正内容

○PFI の推進に向け、民間事業者が適正な利益を得られる環境を構築するため、以下のようなガイドライン等の改正を行う。

1. 物価変動に係る対応

昨今の急激な物価変動等を背景に内閣府においてガイドライン等の改正や通知・事務連絡の発出を行ってきたところであるが、建設業法等の改正内容及び地方公共団体の対応状況等を踏まえ、更なる対応が必要。

サ ー ビ ス 対 価 改 定 に 基 づ く 物 価 変 動 に 基 づ く	変更協議 への対応	○十分な協議を行うこと、協議不調を理由として不利益な取り扱いをしてはならないこと。※引渡し予定日の変更協議も同様。 【契約ガイドライン 4. 「サービス対価」の支払等 4-4 「サービス対価」の改定 3. 賃金又は物価の変動による改定 等】【標準契約 第52条 等】 ○（全体スライドと同様に）単品スライド・インフレスライドを適用する際の協議規定を追加するとともに、選定事業者の負担割合（100分の1）についても注釈に記載。【標準契約 第52条】
	物価指数 の扱い	○物価指数の案は入札説明書等に限らずできる限り早い時点で明示することが望ましいこと。 ○適当な物価指数の選択が難しい場合の丁寧な検討として、相見積りや官積算、類似事業の支出単価等の活用も考えられること。事業期間中にあらかじめ決定した物価指数の動きと市場価格の動きとの間に著しい乖離が生じた場合においても、コスト削減の可能性やサービス水準の見直しについて協議を行う中で、相見積りや官積算、類似事業の支出単価等を活用することも考えられること。 ○できる限り予定価格の算出時点を後ろ倒しするとともに、「サービス対価」の改定の基準時点を前倒しし、両時点を近づけるといった対応を行うこと。 ○物価変動に基づくサービス対価の改定条項が存在しない場合はその新設、予定価格の算出時点及びサービス対価改定の基準時点の設定等も必要であること。 【契約ガイドライン 4. 「サービス対価」の支払等 4-4 「サービス対価」の改定 3. 賃金又は物価の変動による改定】
金融費用		○契約締結後の急激な物価変動による事業費の増額に伴い民間事業者において借入額が増加するような場合において、借入額の増加に伴う金融費用の増加については、管理者等が負担することが原則であると考えられること。ただし、建設工事費の増額分の一部を選定事業者が負担する場合、当事者間で協議を行った上で、その負担分の調達に係る金融費用の範囲内で、選定事業者が費用負担を求めることも考えられること。 【契約ガイドライン 4. 「サービス対価」の支払等 4-4 「サービス対価」の改定 4. 金利の変動による改定】
競争性のある 随意契約		○複合公共施設等の複雑な案件や類似例の少ない案件における採用の積極的検討を促すこと。（予定価格非公表の場合に）参考となる事業規模の水準を、実施方針公表時等のできるだけ早い時期に公表することも考えられること。 ○予定価格の作成時期を優先交渉権者選定後等に後ろ倒しすることも考えられること。 【プロセスガイドライン ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表 4-1 民間事業者の募集、評価・選定】

2. 建設業従事者の処遇改善への対応

令和元年及び令和6年に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、PFI事業においても改正の趣旨に準じた対応が必要。

著しく短い工期の禁止	○通常必要と認められる建設工事の工期に比して著しく短い期間を設定する契約を締結しないこと。 【契約ガイドライン 1. 事業全体にかかる事項 1-4 事業日程】
適正な労務費の確保	○事業費内訳書に材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費並びに建設退職金共済契約に係る掛け金を明示すること。 労務費が適正であることを確認すること。 【契約ガイドライン 2. 施設の設計、及び施設工事にかかる事項 2-2 施設の建設工事にかかる事項 2-2-4 施行計画書の提出】 【標準契約 第18条、第18条の2、第19条】

3. 国有財産の無償使用等に係る特例の取扱い

昨今の物価高騰や金利上昇により事業環境が変化するなか、民間事業者の参入意欲を維持・喚起する上で、PFI法第71条に基づく国有財産の無償貸付等の特例措置は、事業の採算性向上やリスク軽減を図る手段として、その重要性が高まっている。

	○制度創設以降の適用実績に加え、事業の検討・立案時に目安となる国有財産法等に基づく無償・減額貸付の対象施設を明示。【契約ガイドライン 1. 事業全体に係る事項 1-8 国有財産の貸付け】
--	---

4. その他

各種ガイドライン等の適切な参照	○PFI事業プロセスにおいて参照すべき各種ガイドラインや手引、事例集を明示。 【プロセスガイドライン 全体】
規定の適用関係の明確化	○選定事業者のみでなく、管理者等も入札説明書及び事業者提案書等に従う必要があること。 【契約ガイドライン 1. 事業全体にかかる事項 1-6 規定の適用関係】
公共工事標準請負契約約款や他法令の改正を踏まえた改正	○災害応急・復旧工事中に被災し損害が発生した場合については、管理者等が損害合計額を負担すること。 【契約ガイドライン 2. 施設の設計、及び施設工事にかかる事項 2-2 施設の建設工事にかかる事項 2-2-9 不可抗力による損害（設計、建設段階）、3. 施設の維持・管理、運営にかかる事項 3-6 不可抗力による損害（維持・管理、運営段階）】 ○履行保証保険契約を締結した際、保険証券の寄託に代えて、電磁的方法を用いることができること。【標準契約 第6条】 ○「瑕疵」を「契約の内容に適合しないもの」と改め、履行の追完と代金の減額請求を規定。【標準契約 第35・36条】 ○催告解除と無催告解除を整理した上で契約解除を再規定。【標準契約 第57～63条】 ○破産手続等開始時における破産管財人等による契約解除の場合、管理者等は損害賠償請求できること。選定事業者が付す契約の保証については、破産管財人等が契約を解除する場合でも保証するものでなければならないこと。 【標準契約第70条、第6条】

ご清聴ありがとうございました。

参考リンク集

- ・分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引
<https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/donyutebiki.pdf>
https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/donyutebiki_jirei.pdf
- ・PPP/PFI専門家派遣制度
<https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/senmonka/senmonka.html>
- ・その他はHPまで



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

